

気候変動への対応に関する基本用語集



国際的な取組み

- ① COP
- ② パリ協定
- ③ パリ協定 6条
- ④ NDC
- ⑤ カーボンニュートラル
- ⑥ IPCC
- ⑦ SDGs
- ⑧ ESG・ESG投資
- ⑨ TCFD提言
- ⑩ TNFD
- ⑪ ISSB・SSBJ

気候変動に関するイニシアティブ

- ⑫ 国際的な気候変動イニシアティブ
- ⑬ GHGプロトコル
- ⑭ CDP
- ⑮ SBT
- ⑯ RE100
- ⑰ 再エネ100宣言 RE Action
- ⑱ EV100

法令・制度・施策

- ⑲ 省エネ法
- ⑳ 温対法
- ㉑ エネルギー供給構造高度化法
- ㉒ エネルギー基本計画
- ㉓ GX推進法
- ㉔ GX2040ビジョン
- ㉕ GXリーグ
- ㉖ GX-ETS
- ㉗ カーボンプライシング
- ㉘ インターナルカーボンプライシング
- ㉙ CFP
- ㉚ LCA
- ㉛ 地域脱炭素ロードマップ
- ㉜ ゼロカーボンシティ
- ㉝ FIT/FIP
- ㉞ PPA
- ㉟ ZEB/ZEH/ZEH+

証書・クレジット

- ㊳ カーボン・オフセット
- ㊴ 証書
- ㊵ クレジット
- ㊶ 相当調整
- ㊷ JCM
- ㊸ J-クレジット制度
- ㊹ グリーン電力証書
- ㊺ 非化石証書
- ㊻ I-REC

関西電力株式会社

ソリューション本部
ゼロカーボンソリューショングループ

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号
Mail : kankyo.solution@d4.kepcoco.jp

関西電力は、ゼロカーボン社会の実現に向けて共に行動します。お気軽にお声がけください。

2025.09

※このパンフレットは環境に配慮し、FSCを取得している環境適応紙を採用印刷には植物油インキを使用しています。



COPから見た国際的な脱炭素の潮流・経緯

	1990～2000年代	2010年～	2020年～			
パリ協定	1992年 気候変動枠組条約の採択 1997年(COP3) 京都議定書の採択 2008年から2012年 までの約束期間に 先進国全体で 1990年比▲5.2%の 目標	2015年(COP21) パリ協定の採択 2020年以降の 枠組みとして、 全ての国が参加 する制度の構築 2018年(COP24) IPCC1.5℃ 特別報告書 パリ協定実施 指針の採択	2021年(COP26) グラスゴー 気候合意 気温上昇を1.5℃に 抑える努力を追求	2022年(COP27) 「シャルム・エル・ シェイク実施計画」等 COP26(グラスゴー気候合 意)を引き継ぎ、パリ協定の 1.5℃目標に基づく取組みの 実施の重要性を再確認	2023年(COP28) COP28 ドバイ開催	2024年(COP29) 「気候変動の強化」と 「実施の促進」 アゼルバイジャンの バクーで開催 世界的な対応をさらに 推進することを目指す
		2015年7月 2030年目標 「2013年比▲26%」 提出	2020年10月 「2050年カーボン ニュートラル」 宣言 2021年10月 2030年目標 「2013年比▲46%」提出	2023年5月 成長志向型カーボン プライシングの導入を 含む「GX推進法」が成立		2025年2月 次期NDC提出と GX2040ビジョン、 第7次エネルギー 基本計画、地球温暖化 対策計画を策定
日本政府						

COPでの議論を中心に、世界は1.5℃目標達成、2050年のカーボンニュートラル実現を念頭に動いており、日本でもカーボンニュートラルに向け、直線的な削減経路として次期NDCが設定されています。

基本用語

①COP

Conference of the Parties（国連気候変動枠組条約における締約国会議）の略。気候変動問題への対応として1994年に気候変動枠組条約が発効され、1995年からCOPが開催されるようになりました。1997年COP3における「京都議定書」の採択（先進国の温室効果ガス排出量削減目標の設定など）や、2015年COP21における「パリ協定」の採択のように、昨今の脱炭素の潮流に大きな役割を果たしています。2023年のCOP28では、パリ協定の目標達成に向けた世界全体での気候変動対策の進捗評価を行う第1回グローバル・ストックテイクの結果が取りまとめられました。2024年のCOP29では、クレジット等に関する事項を規定するパリ協定6条について詳細ルールが決定されました。

②パリ協定

2020年以降の温室効果ガス削減についてすべての国に適用される国際枠組で、2015年のCOP21で採択されました。長期的な気温目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く抑え、さらに1.5℃に抑える努力をするというもので、すべての国が温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献(NDC)」として5年ごとに提出・更新する義務があります。

③パリ協定 6条

パリ協定6条には、締約国が協力して削減や吸収・除去対策を実施し、得られた追加的な排出削減等のクレジットを、協力した国や企業等で分配・移転できる仕組みが規定されています。ルールに従って利用されたクレジットは、締約国の温室効果ガス排出削減目標(NDC)の達成にカウントすることができます。

④NDC

Nationally Determined Contribution(国が決定する貢献)の略で、パリ協定における温室効果ガスの排出削減目標のことです。すべての国に5年ごとの提出・更新が義務付けられています。菅首相(当時)による2050年カーボンニュートラル宣言を受け、日本のNDCは2021年10月に、「2050年カーボンニュートラルと総合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」と更新されました。また、2025年2月に「2035年度に60%、2040年度に73%削減することを目指す」新たなNDCを提出しました。

⑤カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出が全体としてゼロの状態であることを意味します。実際、排出を完全にゼロに抑えることは難しいため、排出せざるを得ない量については同じ量を「吸収」または「除去」し、差し引きゼロ、正味ゼロ(ネットゼロ)とすることで「ニュートラル(中立)」の状態にします。

⑥IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change(国連気候変動に関する政府間パネル)の略。人為起源による気候変化、影響、適応および緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織です。政府の推薦等で選ばれた専門家が5～6年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、評価報告書(assessment report)にまとめて公表します。報告書は科学的な分析のほか、社会経済への影響、気候変動を抑える対策等も盛り込まれており、国際的な対策に科学的根拠を与える重みのある文書となるため国際交渉に強い影響力を持ちます。2018年10月にIPCCによって公表された「1.5℃特別報告書」において、「温度上昇を1.5℃に抑えるためには、2030年度までに2010年度水準から温室効果ガスを半減させることが必須である」と報告されたことによって、世界中でカーボンニュートラルへの動きが加速するきっかけとなりました。2023年3月には、「第6次評価報告書(AR6) 統合報告書」が公表され、「1.1℃の温暖化に達した」ことや、「これまでのNDCでは、温暖化が21世紀の間に1.5℃を超える可能性が高い」ことが報告されています。

⑦SDGs

 国連により2015年に採択されたSDGs(Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標)は、2030年までに持続可能性と包摂性のある社会の実現を目指す国際目標です。達成すべき17の目標(解決すべき社会課題)と169のターゲット(達成基準)が定められています。世界各国のSDGs達成度を評価した「Sustainable Development Report」(サステナブル・ディベロップメント・レポート、持続可能な開発報告書)2025年版で日本の達成度は、167カ国中19位でした。企業の目線では社会課題は事業機会でもあると考えられ、企業は課題解決を担う主体として位置付けられています。17の目標はESGの要素を含むため、企業がSDGsを経営の中に取り込み両者を結び付けることで、企業価値が高まりESG投資を呼び込むことも期待できます。

⑧ESG・ESG投資

ESGとは(環境:Environment、社会:Social、企業統治:Governance)の頭文字で、「企業のリスク低減、長期的成長のためには、財務指標だけでなく、ESGの視点が経営に組み込まれていることが重要」との認識に立ち、投資対象を選別する投資活動です。特にパリ協定の採択以降、地球温暖化問題への対応は大きなポイントで、「取組みの実施」と投資判断のための「情報開示」が企業には求められています。なお、投資にESGの視点を組み入れることを掲げるPRI(Principles for Responsible Investment / 責任投資原則)には、2015年に年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が署名したことも受け、日本でも137社が署名しています(2024年7月現在)。

⑨TCFD提言

TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務開示タスクフォース)は、主要国が参加する「金融安定理事会(FSB)」が設置した検討会の名称です。TCFDは2017年6月に「TCFD提言」を公表し、企業に対して「金融市場の不安定化リスクを低減するため、中長期にわたる気候変動に起因する事業リスク・事業機会を分析し、開示すること」を促しています。政府や投資家・金融機関(主要銀行、GPIF)、大手企業にTCFD提言への賛同が広がっており、企業の情報開示およびESG投資は、金融安定の観点からも進むと考えられます。日本では1,445の企業・機関がTCFD提言へ賛同しており、賛同企業数は世界第1位となっています。(2023年10月12日現在) 2022年4月新設の東証プライム市場への上場企業は、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく情報開示の質と量の充実を求められます。また、2023年1月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正により、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」記載欄が新設され、TCFD4項目(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)の記載が求められることとなりました。2023年6月ISSBからTCFDの枠組みをとりいれたサステナビリティ開示基準(IFRSS1、IFRSS2)が公表され、2023年10月からTCFDの役割はISSBへ移行しました。(⑩「ISSB・SSBJ」参照)

⑩TNFD

TNFD(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures / 自然関連財務情報開示タスクフォース)の略で、2021年6月にG20持続可能な金融作業部会の支援と多くの政府および慈善財団からの財政支援を受け、国際的組織として設立されました。TNFDは、過去10年間にわたる気候関連報告に関する市場の経験や気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の作業を踏まえて、企業と金融機関が自然関連の依存度、影響、リスク、機会を評価し、報告し、行動することで生態系や自然資本を守る、後押しをすることを目的としています。TNFD提言は、財務報告書へのサステナビリティ関連開示の統合に対応するためのフレームワークを、4つの柱と14の開示推奨事項で示しており、企業が取締役会や経営レベルの戦略やリスク管理に利用できる質の高い情報を提供し、最終的に資本配分や資産評価に関する意思決定を向上させることが可能であると促しております。2024年と2025年の会計年度においてTNFD統合開示を公表予定として登録した企業「TNFDアダプター」は、世界で562社が表明している中、日本は154社と世界最多(2025年4月11日現在)です。

⑪ISSB・SSBJ

International Sustainability Standards Board(国際サステナビリティ基準審議会)の略で、投資者の情報ニーズを満たすサステナビリティ開示の包括的な国際基準を開発するための組織のことです。IFRS財団(国際会計基準の策定を担う非営利組織)の下部組織としてCOP26会期中の2021年11月に発足し、「一般的要求事項(IFRS S1)」と「気候関連開示基準(IFRS S2)」、二つの開示基準が策定されました。IFRS S2は、TCFDのフレームワークを基礎として作成されており、2024年からCDP気候変動質問書に反映されています。日本でも、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)がISSB基準に整合する日本版基準としてSSBJ基準を2025年3月に公表しました。今後、有価証券報告書におけるSSBJ基準に基づくサステナビリティ情報開示が、段階的に導入される見込みです。

⑫ 国際的な気候変動イニシアティブ

企業の環境取組みや情報開示を促進しようとする国際的な組織活動であり、ESG投資に対しても影響力を持ち、日本企業の参加も増えています。CDP、SBT、RE100等の活動が知られています。

⑬ GHGプロトコル

温室効果ガス（GreenHouse Gas）排出量の算定・報告の仕方を定めた基準。国際的に認められる基準を意図して開発された結果、CDP、SBT、RE100のほか、TCFD等でも使用されており、事実上の世界基準です。温対法とは排出量・係数の算定の仕方が異なるため、注意が必要です。国内、海外を問わず自社グループ全体を自社として考え、事業活動の範囲を以下の3つのスコープに分けてGHG排出量を算定します。クレジットを使用して排出量を減らすことはできません。

- ・スコープ1…燃料の使用や工業プロセスにおける排出量等自社からの直接排出が算定対象です。
- ・スコープ2…自社が購入した熱・電力の使用に伴う間接排出が算定対象です。ロケーション基準とマーケット基準、2つの基準での算定が求められ、マーケット基準では証書や電力メニューを使用することができます。
- ・スコープ3…スコープ2以外の自社の活動に伴う間接排出が算定対象です。自社が購入する原材料・製品・サービスの製造・輸送に伴う排出量や、自社が販売した製品・サービスの使用・廃棄に伴う排出量などサプライチェーンからの排出を含む幅広いものであり、15のカテゴリに分けて算定します。

サプライチェーン排出量を把握する方法としては、以下の2通りの方法があります。

- ①関係する取引先から排出量の提供を受ける方法
 - ②「排出量 = 活動量× 排出原単位」を用いて算定する方法
- サプライチェーン排出量の把握・管理を効果的に行うためには、自社が他の事業者と連携することによって、サプライチェーンの各段階における実際の排出量データを収集し、積み上げて算定（①）することが望めます。一方、現実的には排出量データの取得が容易ではない段階が存在する可能性があります。この場合は②の方法を用いて算定します。

⑭ CDP

ESG投資のための企業の環境情報開示を行う国際NGOです。前身のCarbon Disclosure Projectの頭文字で、現在は正式名称をCDPとしています。各国の主要企業に「CDP質問書」を送付し、回答に対して分析、評価を行い機関投資家等に提供しており、ESG投資における基礎データとしての地位を確立しています。2022年に環境情報開示要請の対象日本企業が東証プライム市場企業全社に拡大され、2024年度には、日本企業2,100社以上がCDP質問書に回答したことがCDPより公表されています。

⑮ SBT

SBT (Science Based Targets)はCDP等により設立された国際イニシアティブで、パリ協定の目標（気温上昇を2℃より十分低く、さらに1.5℃に抑える）を実現するために、「企業が科学的なシナリオと整合した削減目標を設定する」ことを促す仕組みです。SBTの要件の一部として、スコープ1,2の目標設定は必須で、気温上昇を「1.5℃」に抑えるために必要と考えられる水準を満たす削減目標（原則、総量削減）が求められます。

日本企業のSBT認定（短期目標）は1,832社です。（2025年8月現在）

⑯ RE100

100% Renewable Energyの意味であり、企業がグローバルな事業活動で用いる電力を100%再生可能エネルギー由来の電力で賄うことを促す国際企業イニシアティブです。The Climate Group がCDPとのパートナーシップのもとで主催しています。年間使用電力量など一定の基準を満たした企業が加盟でき、日本企業の参加は93社です。（2025年5月現在）

加盟企業は以下の内容等が求められます。

- ・遅くとも2050年までに、100%を達成する目標とすること
- ・中間目標としては、2030年60%、2040年90%を満たすこと
- ・スコープ1、2におけるすべての電力が対象（このため、RE100達成のためには、スコープ1に該当する化石燃料自家発電化石燃料コジェネの電気も再エネ化する必要があります）

⑰ 再エネ100宣言 RE Action

使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ100%利用を促進する新たな枠組みです。参加対象はRE100加盟基準を満たさない日本国内の企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体となります。参加要件は以下の通りです。

- ・遅くとも2050年までに使用電力を100%再エネに転換する目標を設定し、対外的に公表すること
- ・再エネ推進に関する政策エンゲージメントの実施
- ・消費電力量、再エネ率等の進捗を毎年報告すること

⑱ EV100

100% Electric Vehiclesの意味であり、輸送手段の電動化を目標に掲げる企業が参加する国際企業イニシアティブです。急速に成長する輸送部門は、気候変動の一因にもなっており、輸送手段の電化（Electro-mobility）はこの課題への主なソリューションを提供すると同時に、輸送に関わる大気汚染や騒音公害を抑えることにも役立ちます。The Climate Groupが運営しています。

⑲ 省エネ法

正式名称は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」です。石油危機を契機に1979年に、化石エネルギーを効率的に利用していくことを目的に制定され、2022年5月の大幅改正で非化石エネルギーが対象に追加されました。それに伴い、工場等で使用するエネルギーについて、化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換や、非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成が、新たに求められることとなりました。

⑳ 温対法

正式名称は「地球温暖化対策の推進に関する法律」です。地球温暖化対策の推進を図るための枠組みを定めた法律で、2005年改正により温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度が導入されています。

温対法に基づき、政府は地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」を策定しています。2025年2月の改定では、新たなNDCを踏まえ、その実現に向け各部門の具体的な対策・施策を示しています。2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する対策を推進することとしています。

㉑ エネルギー供給構造高度化法

正式名称は「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」です。小売電気事業者に低炭素な非化石電源の調達を求めており、2030年度に販売する電力のうち非化石電源が占める割合を44%以上とすることとされています。

㉒ エネルギー基本計画

2002年6月に制定されたエネルギー政策基本法に基づき、政府が策定する計画で、「安全性（Safety）」、「安定供給（Energy Security）」、「経済効率性の向上（Economic Efficiency）」、「環境への適合（Environment）」というS+3Eを重視する基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すものです。脱炭素化に向けた世界的な潮流、国際的なエネルギー安全保障における緊張感の高まり等の2018年の第5次エネルギー基本計画策定時からのエネルギーをめぐる情勢変化や日本のエネルギー需給構造が抱えるさまざまな課題を踏まえ2021年10月、新たに第6次エネルギー基本計画が策定されました。第6次エネルギー基本計画は、以下の2点を重要なテーマとして策定されています。その後、情勢の変化やGX実現に向けた課題を反映しつつ、政府が新たに策定した 2040年度温室効果ガス73%削減目標と整合的な形で、第7次エネルギー基本計画が2025年2月28日に閣議決定されました。

㉓ GX推進法

正式名称を「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」といい、2050年カーボンニュートラル等の国際協約と産業競争力強化・経済成長の同時実現を目的に、2023年5月に成立しました。
①GX推進戦略の策定・実行、②GX経済移行債の発行、③成長志向型カーボンプライシングの導入、④GX推進機構の設立、⑤進捗評価と必要な見直し、の5点を法定しており、特にカーボンプライシングを導入したことが最大のポイントです。
2025年2月に、GX推進戦略を改訂し、「GX2040ビジョン」が策定されました。

㉔ GX2040ビジョン

GX2040ビジョンは、GX（グリーントランスフォーメーション）に向けた投資の予見性を高めるため、「エネルギー安定供給確保」、「経済成長」、「脱炭素」を同時実現する長期的な方向性を示すものとして、GX推進戦略を改訂する形で策定されました。
「GX産業構造」、「GX産業立地」、「現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献」、「GXを加速させるためのエネルギーをはじめとする個別分野の取組」、「成長志向型カーボンプライシング構想」、「公正な移行」、「GXに関する政策の実行状況の進捗と見直し」という項目で構成されています。

㉕ GXリーグ

ゼロカーボン社会に向けた経済社会システム全体の変革を積極的に取り組む企業群が官・学・金でGXに向けた挑戦を行うプレイヤーとともに、一体として実現に向けた議論と新たな市場の創造に向けた実践を行う場。2022年2月、経済産業省がGXリーグ基本構想を公表して準備活動が開始され、2023年度より参画企業による活動を本格開始。2025年5月現在、845社の企業がGXリーグに参画しています。

㉖ GX-ETS（排出量取引制度）

企業ごとの温室効果ガス排出量に「枠」を設け、その排出枠の過不足を企業間で取引する制度です。脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進し、企業による温室効果ガス排出削減を促進すべく、2026年度より本格稼働される予定で、CO₂直接排出量が年間10万トン以上の企業が参加義務の対象となる予定です。

㉗ カーボンプライシング

企業などの排出する二酸化炭素（CO₂）に価格を付けることにより排出者等の行動を変容させる手法です。日本では「地球温暖化対策税」や「石油石炭税」などが該当しますが、経済成長と脱炭素の同時達成を目指す「成長志向型カーボンプライシング構想」が打ち出され具体的な検討が進められた結果、GX推進法のもとで、「排出量取引制度（GX-ETS）」（2026年度から一部企業が対象）、「化石燃料賦課金」（2028年度から）、「排出量取引制度における特定事業者負担金（発電事業に伴い必要となるCO₂排出枠の有償調達）」（2033年度から）が、新たに導入されることが決まりました。

㉘ インターナルカーボンプライシング

政府によるカーボンプライシングとは別に、民間企業による自主的な取組みとして、事業者が任意で設定する二酸化炭素（CO₂）排出量に対する価格であり、企業の低炭素投資、対策を推進する仕組みです。インターナルカーボンプライシング（ICP）の活用方法としては、次の①～③のように分類されます。

- ①投資基準として用いる…ICPより低コスト（例：クレジットを購入するより安く削減できる）の場合、低炭素投資を実行する
- ②投資基準の補正に用いる…ICP×CO₂削減量を投資額から減額することで、低炭素投資を実行しやすくする
- ③低炭素投資の原資とする…ICP×CO₂排出量を社内より実際に徴収し、低炭素投資に回す

㉙ CFP

Carbon Footprint of Products の略で、商品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を二酸化炭素（CO₂）に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組みです。LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を活用し、環境負荷を定量的に算定します。カーボンニュートラル実現のためには、CO₂排出の少ない製品が選択される市場の創出が必要との認識のもと、国が普及に向けて支援を行っており、「カーボンフットプリントレポート・ガイドライン」や「カーボンフットプリント表示ガイド」が作成されています。

㉚ LCA

Life Cycle Assessmentの略で、商品やサービスの原料調達から、廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通しての環境負荷を定量的に算定する手法のことです。一般的には、製品やサービス等にかかわる、原料の調達から製造、流通、使用、廃棄、リサイクルに至る「製品のライフサイクル」全体を対象として、各段階の資源やエネルギーの投入量とさまざまな排出物の量を定量的に把握し、環境影響を評価する手法です。環境負荷の定量化を通じて、環境改善に向けた意思決定の科学的根拠を提供します。国際標準化機構（ISO）により標準化されており、ISO 14040およびISO 14044に規定されています。

③①地域脱炭素ロードマップ

政府の「国・地方脱炭素実現会議」にて決定された戦略で、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域課題の解決や地方創生に資する形で脱炭素化を進めるための行程表です。特に2030年までに集中的に取り組む施策として、地域の成長戦略ともなる脱炭素の具体策が示されています。

・「脱炭素先行地域をつくる」：2030年度までに100か所以上の脱炭素先行地域の創出を目指し、2025年度までにその道筋を整備。第1～4回で計74件が選定済み。

・「脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施」：自家消費型太陽光発電、省エネ住宅・建築物、ゼロカーボン・ドライブ等の対策を、地方自治体・地域企業・市民が主体となり、国の支援のもと全国的に展開する。

③②ゼロカーボンシティ

2050年に温室効果ガスの排出量または二酸化炭素（CO₂）排出量の実質ゼロを目指すことを表明した地方自治体のことを指します。

2025年6月末現在、1,182の自治体が表明しています。

③③FIT/FIP

FITは、Feed-in Tariff（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の略で、一般家庭や事業者が再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が買い取ることを国が約束する制度です。国内での再生可能エネルギーによる発電の普及を目的としており、日本では「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」に基づき2012年7月に開始しました。発電方法や電力量によって定められた期間中は、単価を変えることなく電力会社が買い取ることが義務付けられています。対象は、「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始めるものです。

FIPは、Feed-in-Premiumの略で、再生可能エネルギー発電事業者が発電した電気を卸電力取引市場や相対取引で売電をした場合に、基準価格（FIP価格）と市場価格の差額をプレミアム額として交付する制度です。FITでは市場取引は免除されていますが、FIPでは市場取引が基本となります。FIP制度によるプレミアム額は、基準単価（FIP価格）から参照価格（※）を控除した額（プレミアム単価）に再生電気供給量を乗じた額を基礎として、一定期間（＝交付頻度）ごとに決定されます。

※市場参照期間ごとの市場価格の平均価格を基礎に、対象区分等ごとの季節または時間帯による再生可能エネルギー電気の供給の変動その他の事情を勘案して算定された額。

③④PPA

Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略で、企業や自治体等の需要家が発電事業者と締結する再生エネ電力（電力+証書）の長期購入契約をコーポレートPPAと呼び、世界的に採用が増加しています。新規に建設される電源からの再生エネ電力を長期・定額で購入する契約であるため、需要家にとっては、再生エネ普及拡大に直接寄与し、燃料価格高騰等の影響を受けない安定した再生エネ電力の調達手段と言えます。発電事業者にとっても、価格変動のある市場に卸す場合と比べて、事業の予見性を高めることができる契約です。このような理由からFIT制度の代わりに再生エネ導入を支える仕組みとして普及が進んでいます。なお、再生エネ電力由来の環境価値（証書）のみを購入する契約を結ぶバーチャルPPAと呼ばれる方式も普及が始まっています。

③⑤ZEB/ZEH/ZEH+

ZEB（ゼブ）はNet Zero Energy Buildingの略で、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システム（ヒートポンプ給湯機をはじめとする高効率給湯設備等）の導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことです。

ZEH（ゼッチ）はNet Zero Energy Houseの略で、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システム（ヒートポンプ給湯機をはじめとする高効率給湯設備等）の導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことです。

現行のZEHより省エネをさらに深掘りするとともに、再生エネ等のさらなる自家消費拡大を図り、需給一体型を目指したZEHをZEH+（ゼッチプラス）と呼びます。

③⑥カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせることを指します。カーボン・オフセットに用いる温室効果ガスの排出削減量・吸収量を、信頼性のあるものとするため、2008年にはオフセット・クレジット制度が創設され、2013年度からはJ-クレジット制度が開始されました。

③⑦証書

発電量や排出量、電源種等の電力に関する属性情報そのものを取りできるようにしたものを証書といい、国内では非化石証書やグリーン電力証書等、海外にはI-REC等があります。証書のうち当該発電が太陽光発電や水力発電等の再生可能エネルギー由来であることを証明するものを再生エネ証書といいます。証書はGHGプロトコルでの使用が認められています。

③⑧クレジット

排出削減プロジェクトが実施されない場合に想定されるベースライン排出量と排出削減プロジェクト実施後の排出量の差である排出削減量（kg-CO₂、t-CO₂等）を、制度やプログラム等で認証して取引できるようにしたものをクレジットといいます。

国連主導によるパリ協定クレジット（6条4項クレジット）や二国間で協力的に実施されるクレジット（JCM等、6条2項クレジット）、国等主導のクレジット（日本のJ-クレジット、タイのT-VER等）と、民間主導のクレジット（VCSやGold Standard等のボランタリークレジット）に大別されます。なお、クレジットは電力に関する属性情報ではないことから、GHGプロトコルでの使用は認められていません。

③⑨相当調整

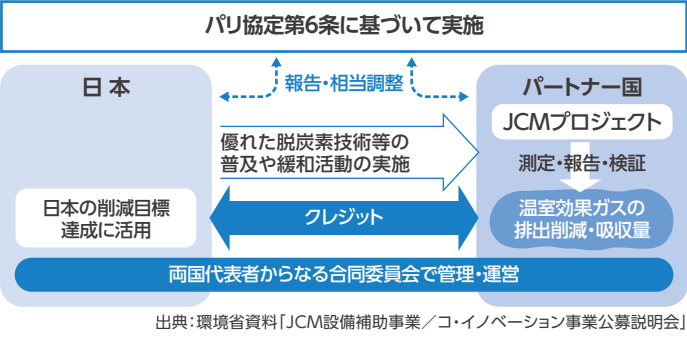
パリ協定では、クレジットを国際取引しNDC達成のために使用することが認められていますが、クレジットを創出した国とクレジットを使用した国とで排出削減量の二重計上が生じないよう、相当調整を行うことが必要とされています。具体的には、クレジットを創出して他国に移転した国は当該国の排出量にクレジット分を加算し、クレジットを獲得して使用した国は当該国の排出量からクレジット分を減算することになります。

④①JCM

JCM（Joint Crediting Mechanism ／二国間クレジット制度）は、パートナー国への優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する制度です。本制度を活用することでパートナー国においても温室効果ガス排出削減効果が見込め、パリ協定の目標達成にむけて地球規模で貢献できます。

2025年6月時点のパートナー国は30か国です。

（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン、セネガル、チュニジア、アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦、キルギス、カザフスタン、ウクライナ、タンザニア）



④①J-クレジット制度

省エネ・再生エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、経済産業省・環境省・農林水産省が運営しています。企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進するとともに、クレジットの活用により国内での資金循環を生み出すことで、経済と環境の好循環を促進することを目的としています。J-クレジットには「省エネ」「再生エネ」「工業プロセス」「農業」「廃棄物」「森林」様々な種類があり、いずれも温対法での使用が認められています。なお、「再生エネ」由来のJ-クレジットは「再生エネ証書」としての性質を持つため、「再生エネ証書」としてGHGプロトコルでも使用できます。

④②グリーン電力証書

再生可能エネルギーによって発電された電力の電気以外の価値「グリーン電力環境価値」を「グリーン電力証書」という形で具体化し移転できるようにすることで、再生エネ発電設備を自ら保有することが困難な企業や自治体等の環境対策や再生エネ発電設備の建設、維持、拡大に貢献することを目的とした制度です（グリーン熱証書も含む）。資源エネルギー庁のもとで制定された「グリーン電力証書ガイドライン」に沿って運用され、一般財団法人日本品質保証機構が運営（設備認定、電力量認証）する民間制度です。GHGプロトコルにおける再生エネ証書に該当します。温対法でクレジットとして用いる場合には、資源エネルギー庁・環境省が運営する「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度」を通じて、CO₂相当量の認証を受ける必要があります。

④③非化石証書

小売電気事業者のエネルギー供給構造高度化法義務達成の後押しや非化石由来の電気を使いたいという需要家ニーズへの対応を目的として制度化された公的証書制度です。CDP、SBT等で使用できる証書と整理されています。非化石証書は、次の3つの環境価値を有すると整理されています。

- ①非化石価値…高度化法上の非化石比率の算定時に非化石電源として計上できる価値
- ②CO₂ゼロエミ価値…電力に由来するCO₂排出量を減ずることができる価値
- ③環境表示価値…環境価値を表示・主張する権利

FIT制度で導入された設備から発行される非化石証書をFIT非化石証書、それ以外の設備から発行される非化石証書を非FIT非化石証書と呼びます。

④④I-REC

再生可能エネルギーにより発電された電気の再生エネ価値を証書化したもの（再生エネ証書）のひとつ。The International Tracking Standard Foundation（The I-Track Foundation）（オランダのNPO）が発行主体。国際的イニシアティブ（CDP、SBT、RE100）では、I-REC対象国に所在する工場等での消費電力に対して同一国内のI-RECを使用することで、その消費電力を再生エネ電気として扱うことを認めています。2025年6月時点の対象国は60か国以上です。

（タイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン、シンガポール、マレーシア、台湾、日本※ほか）

※日本で発行されるI-RECは「再生エネ電気の産地や電源種別などを詳しく証明するための手段（第三者証明）」として主に運用されており、海外でのI-RECとは性質が異なります。また、省エネ法や温対法では使用できません。

●各種クレジット・証書の温対法・GHGプロトコルへの適否

	クレジット				証書		
	ボランタリークレジット	JCMクレジット	省エネ他J-クレジット	再生エネJ-クレジット	グリーン電力証書	非化石証書	I-REC
温対法	×	○	○	○	○	○	×
GHGプロトコル	×	×	×	○	○	○	○